

台風災害に備えましょう

9月は、台風による被害が最も発生しやすいシーズンです。これまで以上に洪水や土砂災害、高潮による被害が心配されます。台風に関する情報は、事前にテレビやラジオなどから得ることができます。

台風が近づいてきても、あわてず対処できるよう、日頃からの備えと点検を心がけて、被害を最小限に抑えましょう。



広島県防災キャラクター
タスケ三兄弟

普段から万全の対策を

市では、関係機関と連携して災害に対応しています。より一層の被害の軽減を図るためには、市の防災対策だけでなく、市民のみなさんによる防災活動が不可欠です。日頃から災害に対する心がけをもって、台風シーズンに備えましょう。

◆家族で防災の話を

日頃から家族で高潮・洪水ハザードマップなどを活用して危険箇所や避難場所・避難経路を確認しておきましょう。

◆いざというときのために

市や自主防災組織などで行う防災訓練に参加しましょう。また、緊急時に備えて、貴重品・非常用食品・飲料水・懐中電灯・ラジオなどの避難用品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

◆環境整理をしましょう

側溝や用水路にごみが詰まっていないか、強風で飛ばされそうなものがないか、事前に確認しておきましょう。

早めの行動で被害を最小限に

◆気象・防災情報に注意を

大雨や洪水などの警報・注意報は市町村ごとに発表されており、雨量情報や河川水位などの防災情報はインターネットや電話、メール配信でも入手することができます。こうした災害に関する正しい情報を早めに入手し、適切な行動をとることが重要です。

◆早めの避難を

市からの避難勧告・避難指示があったときや、雨の降り方や周りの状況に身の危険を感じたときは、安全な経路で避難場所へすぐに避難してください。

天候が荒れてからでは、移動も困難となります。特にお年寄りや子どもがいる家庭は、早い段階から避難するようにはしましょう。

問い合わせ

総務課防災係
☎ 22-7719



テレビ・ラジオ・インターネットなどで大雨、台風などの情報を確認しましょう！

- **広島県防災ウェブ** 気象情報・土砂災害や洪水の危険箇所図など
(パソコン) <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/>
(携帯電話) <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/i/>
- **竹原市ホームページ** 緊急避難場所や高潮・洪水ハザードマップなど
http://www.city.takehara.lg.jp/soumu/bousai/bousai_m.html
- **土砂災害危険区域図の情報** <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/agree.aspx>
- **雨量・河川水位情報** ☎ 082-288-3050 (自動音声)
- **竹原市防災情報等メール配信サービスの登録**
気象情報や避難情報、災害情報など
携帯電話やパソコンから次の登録用アドレスへアクセスしてください。
(日本語版) takehara@cousmail-entry.cous.jp
(英語版) takehara-e@cousmail-entry.cous.jp
※右のQRコードから登録用アドレスを読み取ることができます。



日本語版



英語版

●広島県防災情報メール通知サービスの登録

気象情報や雨量、水位などの情報

<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp>

<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp/kikikanri/pc> (音声読み上げソフトに対応)

臨時福祉給付金 及び障害・遺族年金受給者向け給付金

問い合わせ

社会福祉課福祉総務係 ☎ 22-7742

消費税率の引上げに際し、所得の低い人への影響を緩和するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金生活者の人への支援として障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します。

「カクニンジャ」



臨時福祉給付金

●支給要件

平成 28 年度の住民税が課税されていない人が対象です。

※ただし、以下の場合は除きます。

課税されている人の扶養親族となっている場合
生活保護の受給者である場合 など

※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された人でも、上記の支給要件を満たしている人は対象となります。

●支給額

1 人につき 3,000 円

障害・遺族年金受給者向け給付金

●支給要件

平成 28 年度の住民税が課税されていない人で、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている人が対象です。

※ただし、以下の場合は除きます。

課税されている人の扶養親族となっている場合
生活保護の受給者である場合 など

※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された人については、障害・遺族年金受給者向け給付金は対象外となります。

●支給額

1 人につき 30,000 円

※臨時福祉給付金も併せて受給できます。

申請方法

申請先 社会福祉課 「臨時福祉給付金」窓口

（竹原市中央四丁目 7 番 11 号 竹原福社会館内）

申請期限 平成 29 年 1 月 31 日（火）

提出書類

●申請書（対象となると思われる世帯へは、8 月末日に申請書を直接郵送しています。）

●添付書類（本人確認書類（免許証、保険証等の写し）、指定した振込先口座が確認できる書類）

※障害・遺族年金受給者向け給付金の申請については、年金振込通知書等、障害基礎年金等を受給していることが確認できる書類が必要です。

ご注意！

平成 28 年 1 月 1 日時点で竹原市に住民票がある人が対象です。

※平成 28 年 1 月 2 日以降に他の市区町村から竹原市に住民票を移された人で、支給要件に該当する場合は、住民票を移す前の市区町村から支給されることとなりますので、詳しくは住民票を移す前の市区町村へお問い合わせください。

社会生活基本調査を実施します

10 月 20 日を基準日として、一部世帯を対象とした社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として、生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査します。

調査結果は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの政

策の基礎資料として活用されます。

対象の世帯には、10 月上旬から調査員が訪問しますので、ご回答をお願いします。

問い合わせ

広島県総務局統計課

☎ 082-513-2533

